

コンプライアンス＝法令遵守。なんだかコワモテの言葉ですね。現在、会社や学校、役所やNPOなど、さまざまな団体・組織で、しばしば課題としてとりあげられるのが、このコンプライアンスです。コンプライアンスといったときに、守るべき対象は、法律や条例だけでなく、倫理や社会規範を含む、という

コンプライアンス事始め

坂井 修一

のが今の一般的な解釈のようです。現代歌人協会が一般社団法人になるとき、このコンプライアンスをどう考えれば良いかが、当初から課題としてあげられていました。

現代歌人協会が一般社団法人になるとき、このコンプライアンスをどう考えれば良いかが、当初から課題としてあげられていました。

コンプライアンスといってもさまざまな種類があります。協会が対象とするものは何と何で、どのような場合にどのような取り扱いや取り組みをすればいいか。これは、とてもむずかしい問題です。

現代歌人協会の定款第三条には、「当法人は、短歌の発展に寄与し、あるいは寄与する可能性が

ある歌人をもつて組織し、会員の制作活動等を支援・後援する事業を行い、短歌の向上発展に資することを目的とする。」とあります。これに従えば、「コンプライアンスの目的は、会員の支援・後援と短歌の向上発展にある、と考えるべきでしょう。」

今のところ、具体的には、コンプライアンスとして、①著作権の保護、②個人情報保護、③ハラスメントの防止の三点が中心になると考えられています。

最初の著作権については、以前より当協会に著作権委員会が設けられ、作品の著作権者の照会などしてまいりました。現在、会報で竹内亮さん（弁護士、協会員）が「著作権Q&A」を連載しており、これをご覧いただければ、作品引用をするときに注意することなど、ご理解いただけるかと思えます。

二番目の個人情報保護。個人情報とは、会員の住所や電話番号、メールアドレス、性別、年齢などの情報です。これを誰かに知らせてよいか、広く公表してよいかどうか、などについては、きちんと本人の同意を求めなければなりません。出版社や歌の友人が勝手に会員の個人情報を外に出すなどは、違反行為となります。

最後のハラスメント。これが一番むずかしい問題ですね。セクシヤル・ハラスメントとパワー・ハラスメントが多く話題になります。

が、これら以外にも、アルコール・ハラスメント（無理にお酒を呑ませようとする行為）、ジェンダー・ハラスメント（性差を話題にして人を傷つける行為）など、さまざまなハラスメントがあります。

ハラスメントというと、肉体的な接触を意味すると思う人が多いですが、食事やお茶にしつこく誘う、隣に座ることを強要する、猥談を聞かせる、なども立派な（一）セクシヤル・ハラスメントです。逆にこういう行為を受けたときは、相手に注意を促し、それでもやめなければ、最後は訴訟を起すなどもありえるでしょう。

最近では、LGBT（同性愛者など性的マイノリティ）の権利保護も社会問題化していますね。たとえば、同性の知人に対して、「君、つきあっている人いるの？」と尋ねただけでセクシヤル・ハラスメントになったりするので、日常生活にも注意が必要です。

私の大学では、教授や准教授が部下の異性の教員や研究員に、「Aさん、結婚するんだって。それじゃ、当分は仕事のパワーは落ちちゃうね」と言うと、ジェンダー・ハラスメントとして減給や出勤停止などの処分を受けることになっています。

著作権と同様、ハラスメントについても「そろそろハラスメントですよ（仮）」などという題で、どういう行為がハラスメントに該

当するのか、ハラスメントをしたりされたりしないようにするためにはどうすれば良いのか、などについて、専門家にご寄稿をお願いしようと考えています。このようにして、まずは、会員の皆さんの意識を高め、被害者にも加害者にもならないようにすることが大切でしょう。

コンプライアンスについて、いずれの問題についても、具体的な係争を現代歌人協会が直接扱うという体制には、未だなっておりません。また、同一結社の中の問題は、歌人協会に持ち込むのではなく、その結社で解決をしていただくこととなります。現代歌人協会としてどういう案件をどこまで扱うか、個々の案件に対する窓口を設けるかどうか、などは、今議論を重ねているところです。まずはガイドライン作りと注意喚起を行うことを、今期の協会理事会の仕事のひとつとしております。

当協会の意図するコンプライアンスは、会員のみなさんを監視するためのものではなく、みなさんを守り、安全かつ自由でのびやかな創作活動が行えるよう、また歌壇の人間関係が円滑なものになるよう、支援するためのものです。この点、誤解のないようにお願いします。その上で、コンプライアンスについてのご理解を深めていただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。